

# 全船安「労災保険収支改善」の手引

—労災事故が企業経営に及ぼす影響—

平成 7 年 10 月

全国造船安全衛生対策推進本部

# 全船安「労災保険収支改善」の手引

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 全船安の活動目的 .....          | 1  |
| 2. 安全と能率 .....             | 3  |
| 3. 安全の企業経営に及ぼす影響 .....     | 4  |
| 4. 災害コスト .....             | 4  |
| 5. 直接損費と間接損費の計算例 .....     | 5  |
| ケースⅠ 不休業災害の場合 .....        | 6  |
| ケースⅡ 休業（1カ月）災害の場合 .....    | 7  |
| ケースⅢ 死亡災害の場合 .....         | 8  |
| 6. メリット制の適用 .....          | 9  |
| 7. むすび .....               | 10 |
| 資料 1. 直接損費と間接損費の内容 .....   | 11 |
| 2. 災害損費調査表（例） .....        | 15 |
| 3. 諸官庁の災害調査内容 .....        | 16 |
| 4. 労働保険料の算定基礎となる賃金早見表(例示)… | 17 |
| 5. 労災保険料率表 .....           | 18 |

本「労災保険収支改善」の手引は、平成4年9月に刊行した「労災保険」の手引につぐ、シリーズ第2編であり、不幸にして、労災事故を発生させた場合、企業経営にどのような悪影響をもたらすか、モデルを設定して、損失時間、損失金額等を試算したものです。

この試算においては、定数化できる最小限の損費のみを計上しておりますので、労災事故発生による経営上の損失は、現実的な対応として、これよりもかなり大きなものとなる可能性があることをご認識の上、本書をご一読頂き、労働災害根絶にむけ、努力されることを念願致します。

平成7年10月

全国造船安全衛生対策推進本部

## 全船安「労災保険収支改善の手引」 ( 労災事故が企業経営に及ぼす影響 )

### 1. 全船安の活動目的

全船安活動は、労働災害や職業性疾病の防止と、あわせて労災保険制度への加入と保険料の適正納付の促進とにより、労災保険の収支率の改善を図ることを目的としています。

#### (1) 収支率の現状

事業主は、労災保険制度に加入し、一定の料率を乗じた金額を保険料として、納付することになっています。

(平成4年9月発行、全船安「労災保険の手引」参照)

そして、業務上の災害または疾病が発生した場合は、所定の手続を経て、労災保険からの補償給付を受けることになりますが、平成5年の「船舶製造又は修理業」の保険料率は  $23/1000$  (通勤災害  $1/1000$  を含む) で、その収支率は 155.5 %となっています。

労災保険の収支率は 100 %以下でなければなりませんが、この収支率 100 %に見合う保険料率は  $34/1000$  だといわれています。これを単純に計算してみると、

1人の年間賃金総額を 500 万円とすると、

$$\textcircled{①} \quad 500 \text{ 万円} \times \frac{23}{1000} = 115,000 \text{ 円}$$

$$\textcircled{②} \quad 500 \text{ 万円} \times \frac{34}{1000} = 170,000 \text{ 円}$$

で、1人当たり年間保険料は、55,000 円アップされることにな

ります。

なお、労災保険法上の年間賃金総額（例示）とは資料4に示す通りです。

## (2) 収支率の改善

収支率改善のためには、労働災害と職業性疾病の防止によって、労災保険給付の削減を図らねばなりません。

全船安が昭和58年に発足して以来、安全成績は、従業員と協力企業従業員の合計で次の通りとなっています。

| 年   | 人 員    | 労働時間    | 休業災害件数    | 損失日数      | 度数率  | 強度率  |
|-----|--------|---------|-----------|-----------|------|------|
| S59 | 193 千人 | 373 百万h | 1,523(37) | 320,238 日 | 4.09 | 0.86 |
| 63  | 108    | 225     | 834(15)   | 139,588   | 3.69 | 0.62 |
| H 5 | 114    | 237     | 658(13)   | 123,766   | 2.77 | 0.52 |
| 6   | 113    | 235     | 565(16)   | 137,303   | 2.41 | 0.59 |

脚 休業災害件数中（ ）内は死亡者数を示し、内数である。

昭和59年の休業災害件数は1,523件で、平成6年には565件と激減しました。この間、休業災害度数率も4.09から2.41と41%減少しました。

これは、組織をあげて取組んだ成果であります。その活動成果が評価され、平成7年度から向う3カ年間、労災保険料率は $23/1000$ から $1/1000$ 引き下げられ $22/1000$ となりました。

しかし、あくまでも収支率を100%以下にする努力が必要でそれは労働災害と職業性疾病の防止によって支出の削減を図ることが必要です。

## (3) 収納率の向上

労災保険制度に加入し、保険料を納付しなければなりませんが、平成5年の収納率は97.5%にとどまっています。

収支率改善のためには、支出の削減とともに、収納率を向上することによって収入の増加を促進することが必要です。

## 2. 安全と能率

安全と能率は、表裏一体であるといわれており、能率とは「正しく、速く、楽に、安く」できることをいい、その目的と手段が一致している状態をいいます。

安全についても同様のことが考えられ、そのくずれる原因もまた一致するものです。即ち、

- (1) 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）ができていないとき  
(作業環境の悪化)
- (2) 無計画であったり、変更が多いとき
- (3) 作業が標準化されていないとき
- (4) 知識が不足しているとき（未熟練者が多いとき）
- (5) 教育訓練が不十分なとき
- (6) 指示、連絡が不十分なとき
- (7) 工具類、設備が不良のとき
- (8) 監督が不十分なとき

などです。

安全管理の確立は、直接的には災害をなくし、明るい職場を作ると同時に安全教育を通じて職場の規律が図られ、また、作業を標準化することにより、作業のムリ、ムダ、ムラを排除し、生産性の向上並びに品質の向上をもたらします。

即ち、安全管理の施策は、本質的には生産性を向上させる施策と同じで、安全と生産は一体であるといえます。安全衛生諸対策の確実な実践がなければ、生産性の向上は期待でき

ないということです。

### 3. 安全の企業経営に及ぼす影響

企業経営において、生産管理上及び労務管理上の問題として安全を考えるとき、災害が発生した場合の企業経営に及ぼす影響は次の通りです。

- (1) 直接的損失……被災者及び家族に対する災害補償
- (2) 間接的損失……労働力及び物質的な損失
  - ①被災者の一時的または永久的な労働力の損失
  - ②被災者の救出などに要する第三者の労働力の損失
  - ③機械設備等の不稼動・破損等物質的な損失
- (3) 労働意欲の沈滯と生産性の低下
- (4) 労働力確保の困難
- (5) 社会的信用の低下

これらは、災害が発生したらという消極的な見方ですが、反対に安全を積極的に推進すれば、上記の損失は未然に防止されるとともに、生産性の向上につながり、そのマイナス要因とプラス要因との差は歴然としています。

### 4. 災害コスト

企業経営において労働災害の防止は、人間尊重の立場に立って推進すべき事柄ですが、事業を営む以上、経済性即ち採算性を無視できないことは申すまでもありません。

実際に災害が発生した場合、直接あるいは間接の損害費

用は、きわめて大きな額にのぼることが多く、企業にとって致命的な打撃になる可能性があります。

前項で「安全の企業経営に及ぼす影響」で説明した内容を災害コストとしてとらえ、具体的に経済的分析を試み災害損失を考えてみます。

## 5. 直接損費と間接損費の計算例

労災保険からの給付については、療養補償費についてもケースによって差異があり、遺族補償費も家族構成によって異なりますので、除外しました。

したがって、ここでは会社としての直接・間接損費のみを計上しました。なお、資料1.「直接損費と間接損費の内容」及び資料2.「災害損費調査表例」を参照の上、ケース・スタディーを行って下さい。

## <ケースⅠ> 不休業災害の場合

### (発生状況)

作業中に丸ノコがはね、大腿部を切り、5針縫合し、治療のため8日間通院した。

本人 日給 10,000円（時給1,250円）

第三者 日給 15,000円（時給1,875円）と仮定。

| 区分   | 内訳   | 人員                                | 時間                                      | 金額円   |
|------|--|-----------------------------------|---|---|
| 直接損費 | 会社補償費  |                                   |   | 0   |
| 間接損費 | (本人分)<br>① 被災当日病院での治療<br>② 翌日からの通院7日間<br>(第三者分)<br>① 被災者に付添い病院に同行<br>② 災害原因調査と書類作成<br>③ 療養給付請求書作成・提出<br>④ 事業主への報告・作業者の補充<br>(その他)<br>特殊損費の内、生産高の減少 | 1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>$\alpha$ | 3<br>21<br>3<br>8<br>3<br>8<br>$\alpha$ | 3,750<br>26,250<br>5,625<br>15,000<br>5,625<br>15,000<br>$\alpha$ |
|      | 計  |                                   | 46 + $\alpha$                           | 71,250円 + $\alpha$  |

注 +  $\alpha$ は、ケガによる必理的影響による意識の低下や、被災者本人も受傷前とは異なり、技能低下による生産高の低下を意味します。

この $\alpha$ は、不休災害<休業災害<死亡災害と、その程度が重くなるほど大きくなります。

## <ケースⅡ> 休業（1カ月）災害の場合

### (発生状況)

当日9時頃、船内の足場上を移動中、足場の段差につまずき体のバランスをくずし、手摺の欠陥部から船底に転落、上腕部を強打骨折し、1カ月間休業した。

本人 日給 10,000円（時給1,250円）

第三者 日給 15,000円（時給1,875円）と仮定

| 区分   | 内訳  | 人員            | 時間  | 金額円   |
|------|---|---------------|---|---|
| 直接損費 | (会社補償負担分)<br>① 休業補償（10,000円×3日分）<br>② 休業付加給付<br>（10,000円×20/100×27日分）<br>③ 入院雑費<br>小計   |               |   | 30,000<br>54,000<br>50,000<br>134,000   |
| 間接損費 | (本人分)<br>① 当日の損失時間（8h - 1h）<br>② 休業中の損失時間（8h × 27日間）<br>(第三者分)<br>① 救護・連絡などに要した時間<br>② 災害原因調査と書類作成<br>③ 再発防止対策会議<br>④ 記録作成、関係先へ提出<br>⑤ 療養給付請求書他作成・提出<br>⑥ 計画変更・対策の徹底教育<br>⑦ 諸官庁現場調査立会<br>小計 |               | 7<br>232<br>1<br>1<br>10<br>1<br>1<br>20<br>2<br>76 | 労災保険からの給付があるため、また、直接損費への計上のため不算入<br>15,000<br>15,000<br>37,500<br>7,500<br>7,500<br>37,500<br>22,500<br>142,500 |
|      | (その他の損費)<br>① 家族への連絡・病院への送迎タクシー<br>② 諸官庁災害調査時の諸費用<br>小計   |               |   | 10,000<br>10,000<br>20,000  |
|      | (その他)<br>① 被災者の代替者採用（23日間）<br>② 特殊損費の内、生産高の減少<br>小計   | 1<br>$\alpha$ | 184<br>$\alpha$                                     | 230,000<br>$\alpha$<br>230,000 + $\alpha$   |
|      | 合計  |               | 260 + $\alpha$                                      | 526,500円 + $\alpha$   |

㊟ 直接損費の休業付加給付は任意給付

## <ケースⅢ> 死亡災害の場合

### (発生状況)

当日11時30分頃、船内（狭隘区画）を塗装作業中、換気が不十分であったため、有機ガスが充満していた。その時何らかが点火源となって爆発し、作業者1名が死亡した。

本人 日給 10,000円（時給1,250円）

第三者 日給 15,000円（時給1,875円）と仮定。

| 区分   | 内訳   | 人員  | 時間  | 金額円   |
|------|--|---|---|---|
| 直接損費 | (会社補償分)<br>① 遺族に対する慰謝料を含む弔慰金<br>② 葬儀費用、供物料<br>小計   |   |   | 20,000,000 + $\alpha$<br>2,000,000 + $\alpha$<br>22,000,000 + $\alpha$  |
|      | (第三者分)<br>① 救護・連絡などに要した時間<br>② 現場調査のための現場保持、手待<br>③ 現場調査<br>④ 再発防止対策会議<br>⑤ 記録作成、関係先提出<br>⑥ 現場整理、復旧<br>⑦ 諸官庁災害調査立会（4回）<br>⑧ 見舞、葬儀打合せなど<br>⑨ 葬儀執行、会葬など<br>⑩ 遺族との詰合いなど<br>小計 | 5<br>4<br>5<br>10<br>2<br>2<br>2<br>2<br>8<br>3 | 25<br>64<br>25<br>25<br>6<br>48<br>24<br>12<br>96<br>12 | 46,875<br>120,000<br>46,875<br>46,875<br>11,250<br>90,000<br>45,000<br>22,500<br>180,000<br>22,500<br>631,875 |
| 間接損費 | (物的損費)<br>① 塗装用器具・ホース・照明器具など<br>② 材料、製品など<br>③ 消耗品など<br>小計   |   |   | 200,000<br>450,000<br>30,000<br>680,000   |
|      | (その他の損費)<br>① 交通費、旅費など<br>② 諸官庁調査にかかる涉外<br>小計  |   |   | 100,000<br>50,000<br>150,000  |
|      | (その他)<br>① 被災者の代替者の採用・教育<br>② 特殊損費の内、生産高の減少<br>小計  | $\alpha$  | 184<br>$\alpha$   | 230,000<br>$\alpha$<br>230,000 + $\alpha$   |
|      | 合計   |   | 521   | 23,691,875円 + $\alpha$  |

以上3つのケースによる1件当たりの会社が負担する直接・間接損費を要約すると、

| 災害        | 時間(工数)                            | 直接・間接損費(円)            |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------|
| 不休業災害     | $46 + \alpha$ (約 $6 + \alpha$ )   | $71,250 + \alpha$     |
| 休業災害(1カ月) | $260 + \alpha$ (約 $33 + \alpha$ ) | $526,500 + \alpha$    |
| 死亡災害      | $521 + \alpha$ (約 $65 + \alpha$ ) | $23,691,875 + \alpha$ |

となります。

この時間(工数)及び損費は事後措置に要する最小のものであり、別途の予見することのできない $\alpha$ を勘案すると、これを自社の製造時間あるいは、外注金額にあてはめれば、その損失の大きさは計りしれないものと思います。

## 6. メリット制の適用

平成7年度からの「船舶製造又は修理業」の労災保険料率は $22/1000$ (内 $1/1000$ は通勤災害分)となっています。

しかし、同じ事業であっても災害が頻繁に発生する事業所がある一方で、ほとんど事故のない事業所もあり、同一の保険料率を適用することは事業所間に不公平感が生じる原因となります。

したがって、常時20人以上の労働者を使用する事業所にあっては、過去3カ年間の保険料総額に対して、業務上の災害・疾病によって給付される費用の割合(即ち収支率です)によって、基本料率 $21/1000$ から上下40%の料率の増減が行われ、これをメリット制と呼んでいます。

したがって、業務上災害、職業性疾病（難聴、じん肺など）の発生により労災保険に基く給付額が多くなるほど収支率は悪化し、このメリット制によって保険料が増額されることになります。

そして、そのほかに前項の災害コスト試算による会社の直接・間接損費が加わり、事業主にとって2重の負担となります。

## 7. むすび

災害の発生は、被災者及び家族に精神的、肉体的苦痛を与えると同時に経済的な損失をもたらします。

また、事業主にとっても、精神的苦痛はもとより直接あるいは間接的損失を蒙ります。このお互いの苦痛と経済的損失を防止することが、安全管理の目指すところであり「安全即生産」といわれる所以です。

全船安活動は、これらを総括し「収支改善」に取組んでおります。

本小冊子が前回発行の「労災保険の手引」と同様に活用され、収支改善という目標達成の一助となることを願っております。

## 資料1：直接損費と間接損費の内容

### (1) 直接損費

被災者本人または家族に国及び会社が支払ったすべての補償額。

#### ① 法定補償費

ア、労災保険による補償…療養・休業・障害・遺族補償費・葬祭料・特別支給金など

イ、会社による補償 ……休業補償費の負担(3日分)

#### ② 会社補償費

(社内規程または会社の決定によって行われる補償、その他の給付)

ア、被災者に対する付加休業給付分

(付加休業給付分=給付基礎日額× $20/100$ ×休業日数)

イ、見舞金

(死亡災害時の弔慰金(慰謝料を含む)など)

ウ、退職割増金

(業務上の死亡または疾病によって退職する場合の割増金)

エ、社葬費、葬儀補助料、供物料

オ、入院中の雑費

カ、その他

## (2) 間接損費

業務上の災害（負傷、疾病、死亡など）発生により、会社が間接的に被った損費で、人的損費、物的損費、その他の損費、特殊損費に区分される。

### ① 人的損費

災害の発生により、被災者及び第三者（当該事業所の従業員）に支払われた不働賃金で、各自の時給に無作業時間を乗じて求める。

なお、被災者の不働賃金については、災害補償費及び会社補償費で既に算出されているので、ここでは、損失時間の計上だけとする。

#### ア、被災者の損失時間

(ア) 当日の損失時間…災害発生当日の定時間内の  
無作業時間

(イ) 休業中の損失時間…休業中の作業時間の合計  
(ウ) その他の損失時間…上記以外の事由による無作業時間

#### イ、第三者の損失時間

- (ア) 救護、連絡、介添のために要した損失時間  
(イ) 作業手待による損失時間
- 機械、器具類の破損のため、作業が不能となった場合の対象人員と時間
  - 原因調査のため、現場保持に要した手待時間
  - 作業者の補充交代

- 作業手順の変更などによる無作業時間とその人員
- (ウ) 原因調査のために要した人員と時間
  - 再発防止対策会議に参加した人員と時間
  - 記録作成に要した時間
  - 監督署、警察署、消防署等諸官庁の調査への対応に要した人員と時間
- (資料3：諸官庁の災害調査内容参照)
- (エ) 整理・復旧に要した人員と時間
- (オ) 見舞・付添等のために要した人員と時間
- (カ) 葬儀執行、会葬に要した人員と時間
- (キ) 上記以外の事由による第三者の無作業時間

## ② 物的損費

- ア、建物・付属設備などの損費
- イ、機械・器具類・付属品の損費
- ウ、材料・仕掛品・製品などの損費
- エ、保護具の損費
- オ、動力・燃料などの損費
- カ、消耗品の損費
- キ、その他上記以外の事由による損費

## ③ その他の損費

- ア、旅費・通信費…現場・関係官庁、病院等への連絡、報告のための費用
- イ、渉外折衝費 …諸官庁などの折衝に要した費用

ウ、その他 …訴訟関係費用・従業員採用のための費用

#### ④ 特殊損費

ア、未回収固定費…（直接工損失時間合計×算出基礎額）

イ、労働埋め合せ費用…（残業休日出勤等の時数×割増賃金、新規採用など）

ウ、作業時間減少に伴う生産高の減少

エ、代替者、被災者の職場復帰後の技能低下による生産高の減少

オ、災害発生に伴う職場同僚間の意欲低下とその波及的影響

カ、機械の破損・停止による生産高の減少

キ、災害発生による社会的信用の低下、また、納期的な問題が生じたときの会社信用の低下

## 資料2：災害損費調査表(例)

(作成者 )

|                            |                    |      |      |                                       |         |                |   |        |
|----------------------------|--------------------|------|------|---------------------------------------|---------|----------------|---|--------|
| 発生月日                       | 年<br>月<br>日        | 場所   | 氏名   |                                       | 男・女     | 生年月日           | 年<br>月<br>日                               |        |
| 発生時間                       | 時<br>分             | 天候   | 所属   |                                       | 職名      | 雇入年月日          |   |        |
| 事故の型                       |                    | 傷害の型 |      | 部位                                    |         | 傷              | (1) 死亡                                    |        |
| 休業日数                       |                    | 平均賃金 | (本人) | 円、(関係者時給)                             | 円       | 病              | (2) 障害等級(見込み)                             |        |
| 災害の発生<br>概要及び<br>原因        |                    |      |      |                                       |         | の<br>程<br>度    | (3) 休業(入院)<br>(4) 休業(その他)<br>(5) 就業中の通院回数 |        |
| 直 接 損 費                    |                    |      |      |                                       | 間 接 損 費 |                |   |        |
| 政<br>府<br>補<br>定<br>補<br>付 | 項目 内訳              |      | 金額   | 項目                                    |         | 人員             | 延時間                                       | 金額     |
|                            | 療養補償費              |      |      | 本<br>人<br>分                           |         | 当日の損失時間        |   |        |
|                            | 休業補償費              |      |      | 人<br>的<br>損<br>費<br>＼不<br>動<br>資<br>金 |         | 休業中の損失時間       |   |        |
|                            | 障害補償費(年金・一時金)      |      |      | ＼不<br>動<br>資<br>金                     |         | その他の損失時間       |   |        |
|                            | 遺族補償費(年金・一時金)      |      |      | ＼不<br>動<br>資<br>金                     |         | 救護・連絡・介添       |   |        |
|                            | 葬祭料                |      |      | ＼不<br>動<br>資<br>金                     |         | 作業手待           |   |        |
|                            | 傷病補償年金             |      |      | ＼不<br>動<br>資<br>金                     |         | 調査・対策・記録       |   |        |
|                            | 特別支給金(休業、障害、遺族、傷病) |      |      | ＼不<br>動<br>資<br>金                     |         | 整理・復旧          |   |        |
|                            | ボーナス特別支給金          |      |      | ＼不<br>動<br>資<br>金                     |         | 見舞・付添          |   |        |
|                            | 計                  |      |      | ＼不<br>動<br>資<br>金                     |         | 葬儀執行・会葬        |   |        |
| 会<br>社<br>補<br>償           | 療養補償費              |      |      | 計                                     |         |                |   |        |
|                            | 休業補償費              |      |      | 項<br>目                                |         | 損傷部分           |   | 金額     |
|                            | 給付制限負担分            |      |      | 物<br>的<br>損<br>費                      |         | 建物及び付属設備       |   |        |
|                            | 計                  |      |      | 物<br>的<br>損<br>費                      |         | 機械器具類、付属品      |   |        |
|                            | 本人の損失時間の賃金         |      |      | 物<br>的<br>損<br>費                      |         | 材料・仕掛品・製品      |   |        |
| 法<br>会<br>定<br>社           | 付加休業補償分            |      |      | 物<br>的<br>損<br>費                      |         | 保護具類           |   |        |
|                            | 見舞金(弔慰金<含慰謝料>)     |      |      | 物<br>的<br>損<br>費                      |         | 動力燃料           |   |        |
|                            | 障害手当金              |      |      | 物<br>的<br>損<br>費                      |         | 消耗品            |   |        |
|                            | 退職割増金              |      |      | 物<br>的<br>損<br>費                      |         | 計              |   |        |
|                            | 社葬料、葬儀補助金、供物料      |      |      | その他の損<br>費                            |         | 項<br>目         |   | 内<br>訳 |
| 外<br>補<br>償                | 入院中の雜費             |      |      | その他の損<br>費                            |         | 旅費・通信費         |   |        |
|                            | 移送料                |      |      | その他の損<br>費                            |         | 涉外接待費          |   |        |
|                            | その他                |      |      | その他の損<br>費                            |         | 計              |   |        |
|                            | 計                  |      |      | 特殊<br>損<br>費                          |         | 未回収固定費         |   |        |
|                            | 直接費合計              |      |      | 特殊<br>損<br>費                          |         | 労働埋め合せ費        |   |        |
| 生産高減少額または信用上の損失 (          |                    |      |      |                                       | 円)      |                |   |        |
| 直接損費・間接損費の合計               |                    |      |      |                                       | 円       | 直接損費・間接損費比率 1: |   |        |

### 資料3：諸官庁の災害調査内容

災害が発生した場合（特に死亡災害）、その発生原因の調査は、社内調査にとどまらず、関係官庁への報告を行う必要がありますが、同時に現場調査が行われます。

| 官庁先            | 項目                         | 内容   |
|----------------|----------------------------|--|
| 労働基準監督署        | 1. 災害速報<br>2. 調査<br>3. 対象者 | 1. 日時、氏名、年令、性別、作業場所、作業内容、原因等<br>2. 災害発生に伴う安全衛生法（第16条以下）違反の有無<br>3. 共同作業者、作業指揮者、作業主任者、管理監督者から当日の作業内容、作業指示、安全指示の他、社内規則、作業基準、点検基準などの遵守状況<br>4. 必要に応じては、法人の代表者から、安全管理組織、教育状況など |
| 警察署            | 1. 通報<br>2. 調査<br>3. 対象者   | 1. 監督署と同じ<br>(消防署へ救急車の派遣を依頼した場合は、警察へも通報される)<br>2. 災害発生に伴う警察法第2条に基く調査<br>3. 業務上の場合は、刑法第210条に基く、業務上過失、重過失致死傷の有無<br>4. 共同作業者、関係作業者、作業指揮者、管理監督者                                |
| 消防署            | 1. 通報<br>2. 調査<br>3. 対象者   | 1. 火災発生の通報、消防車の派遣の要請<br>2. 消防法第31条に基く、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害<br>3. 火災発見者、関係者  |
| 運輸局            | 1. 災害速報<br>2. 調査           | 1. 監督署報告と同じ<br>2. ケースによって異なる   |
| 労働基準監督署<br>運輸局 | 結果報告                       | 社内の調査検討により決定された発生原因、再発防止対策を取りまとめ、後日報告  |
|                |                            | ※ケースによっては、警察署、消防署への報告有り。   |

## 資料4：労働保険料の算定基礎となる 賃金早見表（例示）

| 賃金総額に算入するもの   | 賃金総額に算入しないもの  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本給・固定給等基本賃金</li> <li>○ 超過勤務手当・深夜手当・休日手当等</li> <li>○ 扶養手当・子供手当・家族手当等</li> <li>○ 宿、日直手当</li> <li>○ 役職手当・管理職手当等</li> <li>○ 地域手当</li> <li>○ 教育手当</li> <li>○ 別居手当</li> <li>○ 技能手当</li> <li>○ 特殊作業手当</li> <li>○ 奨励手当</li> <li>○ 物価手当</li> <li>○ 調整手当</li> <li>○ 賞与</li> <li>○ 通勤手当</li> <li>○ 定期券・回数券等</li> <li>○ 創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合）</li> <li>○ チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるもの）</li> <li>○ 雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合）</li> <li>○ 住宅手当（社宅等の貸与を行っている場合、貸与を受けない者に対し均衡上、住宅手当を支給する場合）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休業補償費</li> <li>○ 退職金</li> <li>○ 結婚祝金</li> <li>○ 死亡弔慰金</li> <li>○ 災害見舞金</li> <li>○ 増資記念品代</li> <li>○ 私傷病見舞金</li> <li>○ 解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの）</li> <li>○ 年功慰労金</li> <li>○ 出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの）</li> <li>○ 制服</li> <li>○ 会社が全額負担する生命保険の掛金</li> <li>○ 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等）</li> <li>○ 住宅手当（一部の社員のみ貸与され、他の者に何ら均衡給与が支給されない場合）</li> </ul> |

**資料5：労災保険料率表**  
(平成7年度～平成9年度)

| 事業の種類の分類         | 事業の種類  | 労災保険率       |             |
|------------------|--|-------------|-------------|
|                  |  | 旧           | ※新          |
| 材 業              | 木材伐出業  | 1,000分の 142 | 1,000分の 137 |
|                  | その他の林業   | 1,000分の 41  |             |
| 漁 業              | 海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)                                     | 1,000分の 67  | 1,000分の 61  |
|                  | 定置網漁業又は海面魚類養殖業   | 1,000分の 42  |             |
| 鉱 業              | 金属又は非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイド鉱業を除く。)                                | 1,000分の 99  | 1,000分の 94  |
|                  | 石灰石鉱業又はドロマイド鉱業   | 1,000分の 66  | 1,000分の 60  |
|                  | 石炭鉱業   | 1,000分の 111 | 1,000分の 106 |
|                  | 原油又は天然ガス鉱業   | 1,000分の 10  |             |
|                  | 採石業  | 1,000分の 72  |             |
|                  | その他の鉱業   | 1,000分の 40  | 1,000分の 36  |
| 建 設 事 業          | 水力発電施設、ずい道等新設事業  | 1,000分の 149 | 1,000分の 144 |
|                  | 道路新設事業   | 1,000分の 49  | 1,000分の 43  |
|                  | 舗装工事業  | 1,000分の 29  | 1,000分の 24  |
|                  | 鉄道又は軌道新設事業   | 1,000分の 68  | 1,000分の 52  |
|                  | 建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)   | 1,000分の 32  | 1,000分の 25  |
|                  | 既設建築物設備工事業   | 1,000分の 25  | 1,000分の 19  |
|                  | 機械装置の組立て又は据付けの事業   | 1,000分の 34  | 1,000分の 28  |
|                  | その他の建設事業   | 1,000分の 38  | 1,000分の 30  |
|                  |  |             |             |
| 製 造 業            | 食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)  | 1,000分の 9   |             |
|                  | たばこ等製造業  | 1,000分の 6   |             |
|                  | 繊維工業又は繊維製品製造業  | 1,000分の 7   |             |
|                  | 木材又は木製品製造業   | 1,000分の 26  | 1,000分の 24  |
|                  | パルプ又は紙製造業  | 1,000分の 11  |             |
|                  | 印刷又は製本業  | 1,000分の 7   | 1,000分の 6   |
|                  | 化学工業   | 1,000分の 8   |             |
|                  | ガラス又はセメント製造業   | 1,000分の 9   | 1,000分の 8   |
|                  | 陶磁器製品製造業   | 1,000分の 20  | 1,000分の 19  |
|                  | その他の窯業又は土石製品製造業  | 1,000分の 27  | 1,000分の 26  |
|                  | 金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)   | 1,000分の 9   | 1,000分の 8   |
|                  | 非鉄金属精錬業  | 1,000分の 11  | 1,000分の 10  |
|                  | 金属材料品製造業(鋳物業を除く。)  | 1,000分の 18  | 1,000分の 15  |
|                  | 鋳物業  | 1,000分の 21  | 1,000分の 20  |
|                  | 金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)                | 1,000分の 22  | 1,000分の 17  |
|                  | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)                                | 1,000分の 16  | 1,000分の 14  |
|                  | めっき業   | 1,000分の 13  | 1,000分の 11  |
|                  | 機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。) | 1,000分の 11  | 1,000分の 10  |
|                  | 電気機械器具製造業  | 1,000分の 6   |             |
|                  | 輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)                                    | 1,000分の 8   |             |
|                  | 船舶製造又は修理業  | 1,000分の 23  | 1,000分の 22  |
|                  | 計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)                               | 1,000分の 6   |             |
|                  | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業   | 1,000分の 8   | 1,000分の 7   |
|                  | その他の製造業  | 1,000分の 12  | 1,000分の 11  |
| 運 輸 業            | 交通運輸事業   | 1,000分の 7   |             |
|                  | 貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)                                  | 1,000分の 19  | 1,000分の 15  |
|                  | 港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)  | 1,000分の 29  | 1,000分の 26  |
|                  | 港湾荷役業  | 1,000分の 53  | 1,000分の 47  |
| 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業   | 1,000分の 6   |             |
| そ の 他 の 事 業      | 農業又は海面漁業以外の漁業  | 1,000分の 11  |             |
|                  | 清掃、火葬又はと畜の事業   | 1,000分の 14  |             |
|                  | 一般失業対策事業   | 1,000分の 12  |             |
|                  | ビルメンテナンス業  | 1,000分の 6   |             |
|                  | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業                                 | 1,000分の 6   |             |
|                  | その他の各種事業   | 1,000分の 6   |             |

\* 空欄は改定無し